



長谷川 淳二

総務省 自治財政局 財務調査課長

公共施設等総合管理計画の取り組み

我が国においては、高度経済成長期に大量の公共施設等が建設されており、今後、それらの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれます。

公共施設等の老朽化対策については、平成24年12月の笹子トンネル事故を教訓に、国・地方公共団体・民間事業者を挙げた喫緊の課題として強く認識されるようになり、平成25年11月に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

同計画において、各インフラを管理・所管する国や地方公共団体は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「行動計画」を策定すること、さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設計画」を策定することとされました。

地方公共団体は、住民の生活に密着したインフラや公共施設等を数多く整備・管理しており、その老朽化対策は極めて重要な課題となります。このため、総務省では、地方公共団体において行動

計画の策定が進められるよう、平成26年4月に総務大臣通知「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」を発出し、各地方公共団体に対し、平成28年度末までに行動計画に相当するものとして「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しました。

公共施設等総合管理計画の策定・充実

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という）は、公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにするとともに、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるものです。総合管理計画に記載すべき事項や策定にあたっての留意事項など、計画策定に際しての指針については、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日付総務省自治財政局財務調査課長通知）により示しています。

総合管理計画の目指すものは、公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、公共施設等の計画的な集約化・複合化や立地適正化、

長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、維持管理・更新等にかかる財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な配置を実現することにあります。

各地方公共団体における総合管理計画の策定状況をみると、平成30年9月末時点では、全団体の99.7%にあたる1783団体において策定済みとなっています。各地方公共団体においては、総合管理計画に基づき、令和2年度までに個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定することとされており、現在は、個別施設計画の策定と、それに基づく具体的な取組を進めていく段階に入っています【図1】。

また、総合管理計画は、策定して終わりというものではなく、不断に見直しを行い、より実効性ある計画にしていく必要があります。このため、総務省では、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を平成30年2月に改訂（平成30年2月27日付総務省自治財政局財務調査課長通知）し、総合管理計画の見直し・充実を図るよう要請しました。

具体的には、令和2年度までに策定する個別施

設計画等の内容を反映し、中長期的インフラ維持管理・更新費の見直し等を詳細に示すとともに、適正管理に取り組むことによる効果額を「見える化」した上で、令和3年度までに見直し・充実を図るよう要請しています。さらに、個別施設計画の策定及び総合管理計画の見直し・充実にあたっては、全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの確立など、推進体制の充実を図るよう要請しています【図2】。

なお、総合管理計画の見直し・充実にあたっての参考となるよう、各地方公共団体が策定した総合管理計画については、総務省ホームページにおいて、その主たる記載内容等を他団体と比較可能な形で公表しています。

公共施設等の適正管理に対する地方財政措置

総務省では、各地方公共団体において、総合管理計画・個別施設計画に基づいて推進する公共施設等の適正管理の取組に対する地方財政措置として、公共施設等の集約化・複合化事業や転用事業、長寿命化事業等を対象とした「公共施設等適正管理推進事業債」を平成29年度に創設しました。

平成30年度には、インフラの長寿命化事業について、道路、農業水利施設に加え、河川管理施設、港湾施設、砂防関係施設等を対象にするとともに、「ユニバーサルデザイン化事業」を対象に追加しました。あわせて、財政力の弱い団体においても、これらの事業を着実に実施できるよう、長寿命化、転用、立地適正化及びユニバーサルデザイン化事業については、地方債の元利償還金に対する交付税措置率を、これまでの一律30%から、財政力にに応じて最大50%まで引き上げています。

さらに、平成31年度は、インフラの長寿命化事業の対象を拡充し、橋梁、都市公園施設等を追加することとしています【図3】。

各地方公共団体においては、予防保全の観点も含めて、老朽化対策のための基金も活用しながら、公共施設等の統廃合、長寿命化、転用等の具体的な対策に着実に取り組んでいただきたいと考えています。特に、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、障害者用トイレ・点字ブロック等の整備、授乳室・託児室の設置、多言語による案内板の設置等のユニバーサルデザイン化事業に積極的に取り組んでいただきたいと考えています。

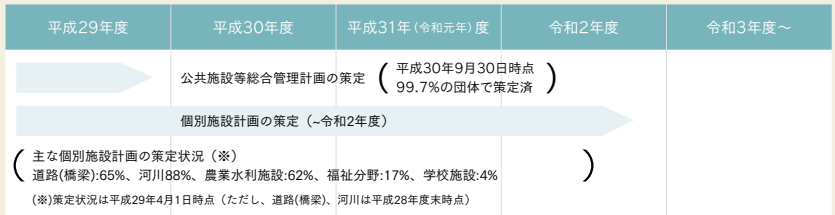
なお、各地方公共団体において具体的な対策を検討するにあたって参考となるよう、総務省ホームページにおいて、これらの地方財政措置を活用した先進事例を紹介しています。

総合管理計画の見直し・充実に基づく具体的な取組が効果的に推進されるためには、アセットマネジメントに関する知見やノウハウが重要であり、貴協会が推進するアセットマネジメントの考え方やその運用が大いに貢献すると思われる。各地方公共団体において、アセットマネジメントへの理解とその活用が一層促進されることを期待します。

図1：公共施設等総合管理計画の策定

公共施設等総合管理計画に基づき、関係省庁と連携して個別施設計画の策定を促し、集約化・複合化や転用、長寿命化等により、中長期的に経費の軽減・平準化につながる適正管理を推進。

【イメージ】



<公共施設等総合管理計画>

公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、地方公共団体が所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<個別施設計画>

公共施設等総合管理計画に基づき、地方公共団体が個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

【インフラ長寿命化計画の体系】

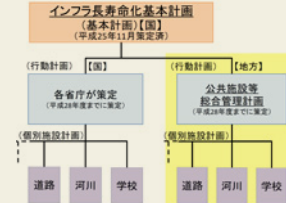


図2：公共施設等総合管理計画の充実に具体的な取組の推進

公共施設等の適正管理に取り組むことによる効果額の「見える化」

公共施設等総合管理計画について、中長期的な維持管理・更新費の見直しを明示するとともに、令和3年度までに、適正管理に取り組むことによる効果額を示すよう要請。

【イメージ】

〔現在(例:過去5年平均)〕

維持・更新等に要している経費
100億円/年

〔今後30年間の経費〕

既存施設を単純更新した場合
150億円/年
長寿命化等の対策を反映した場合
130億円/年

〔効果額〕

20億円/年の削減

地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業債）による取組の推進

- ①集約化・複合化事業
 - ②長寿命化事業
公共用の建築物（義務教育施設を含む）
社会基盤施設（道路・橋梁・河川・砂防関連施設等）
 - ③転用事業
 - ④立地適正化事業
 - ⑤ユニバーサルデザイン化事業
 - ⑥市町村役場機能緊急保全事業
 - ⑦除却事業
- 期間:平成29年度から令和3年度まで（⑥は令和2年度まで※経過措置あり）

公共施設の適正管理の事例



図3：公共施設等の適正管理に係る地方財政措置

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充（橋梁、都市公園施設等）

【地方債計画額 H29：3150億円 → H30：4320億円 → H31：4320億円】

期間:平成29年度から令和3年度まで（⑥は令和2年度まで（ただし、経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる））

公共施設等適正管理推進事業債

①集約化・複合化事業	〈対象事業〉 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	〈充当率等〉 充当率：90%、交付税措置率：50%
②長寿命化事業	〈対象事業〉 【公共用の建築物】 施設（義務教育施設を含む）の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 道路（舗装、小規模橋造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設、林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設） 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定の規模以下等の事業） （充当率等） 充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30-50%（注））	
③転用事業	〈対象事業〉 他用途への転用事業 （充当率等） 充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30-50%）	
④立地適正化事業	〈対象事業〉 コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業 （充当率等） 充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30-50%）	
⑤ユニバーサルデザイン化事業	〈対象事業〉 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業 （充当率等） 充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30-50%（注））	
⑥市町村役場機能緊急保全事業	〈対象事業〉 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等 （充当率等） 充当率：90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本	
⑦除却事業	充当率：90%	

（注）義務教育施設の大規模改修事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改修事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

※ ①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が個別施設計画と同様・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同様・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

はせがわじゅんじ/岐阜県出身。平成3年自治省入省。平成19年7月 総務省自治財政局 財政課財政企画官。平成20年7月 愛媛県総務部長。平成24年4月 愛媛県副知事。平成27年7月 総務省自治財政局 準公営企業室長。平成28年7月 内閣官房 内閣副長官補付 内閣参事官。平成29年7月 総務省自治財政局 地方債課長。平成30年7月 総務省自治財政局 財務調査課長。